

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月27日
【会社名】	株式会社椿本チエイン
【英訳名】	T S U B A K I M O T O C H A I N C O .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木 村 隆 利
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目 3 番 3 号
【電話番号】	(06) 6441-0011 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 西 田 努
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番 2 号
【電話番号】	(03) 6703 - 8400
【事務連絡者氏名】	東京支社総務係長 大 峰 崇 義
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2023年10月23日
【発行登録書の効力発生日】	2023年10月31日
【発行登録書の有効期限】	2025年10月30日
【発行登録番号】	5 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円 (20,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年 6 月27日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2025年 6 月27日に関東財務局長へ提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2023年10月23日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。